

# 石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

— そのためにすること一覧 —



レベル1 (発じん性が著しく高い)



吹付け石綿  
石綿含有吹付けロックウール  
ひる石吹付け パーライト吹付け

レベル2 (発じん性が高い)



耐火被覆板 (ケイカル板2種)  
断熱材 (煙突、屋根折版)  
保温材

レベル3 (発じん性が比較的低い)



スレート  
Pタイル  
サイディング  
石綿含有岩綿吸音板  
ケイカル板1種  
石綿セメント板

## 事前の手続き等

事前調査の実施・結果保管 (30年保管)	<石綿則第3条>	○	○	○
作業計画の作成・周知	<石綿則第4条>	○	○	○
「工事計画届」 (14日前までに労働基準監督署長宛て提出)	<安衛法第88条第4項>	○ (耐火/準耐火建築物の除去作業)	—	—
「特定粉じん排出等作業届出書」 (14日前までに都道府県知事宛て提出)	<大防法第18条の15>	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	—
「建築物解体等作業届」 (作業前に労働基準監督署長宛て提出)	<石綿則第5条>	○ (耐火/準耐火建築物以外の除去作業)	○ (除去作業)	—

## 作業員の健康を守るために

特別教育の実施 (対象：解体等作業従事者全員)	<石綿則第27条>	○	○	○
石綿作業主任者の選任	<石綿則第19条>	○	○	○
健康診断の実施、記録の30年保管	<石綿則第40条、第41条>	○	○	○
保護具	<石綿則第14条>	 使い捨てマスクは 使用してはいけません！	エアラインマスク 電動ファン付マスク 全面形防じんマスク (フィルタ区分3)	全面形・半面形マスク (フィルタ区分3)
保護衣・作業衣	<石綿則第14条>	保護衣 (使い捨て)	保護衣	半面形マスク (フィルタ区分3/2) 保護衣/作業衣

## 石綿粉じんを飛散させないために

「解体等作業に関するお知らせ」の掲示 (周辺住民から見やすい位置)	<大防則第16条の4、基安発第0802001号通達(平成17年)>	○	○	○
立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、 有害性等の掲示	<石綿則第15条、第33条、第34条>	○	○	○
休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、 更衣設備の設置、洗濯設備の設置	<石綿則第28条、第31条>	○	○	○
作業方法	隔離養生 <石綿則第6条、大防則第16条の4> 前室の設置 <大防則第16条の4> HEPAフィルタ付き負圧 除じん機/真空掃除機の設置 <石綿則第12条、大防則第16条の4>			
石綿含有建材の湿潤化	<石綿則第13条>	○ (薬液等) <大防則第16条の4>	○ (薬液等) <大防則第16条の4>	○
作業場の清掃 (毎日)	<石綿則第30条>	○ (特に隔離養生撤去前)	○ (特に隔離養生撤去前)	○

## 廃棄物の適正処理

廃棄物の種類		特別管理産業廃棄物 (廃石綿等) <廃棄物処理法第1条の2>	保温材：特別管理産業廃棄物(廃石綿等) <廃棄物処理法第1条の2> 断熱材・耐火被覆材： 特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	産業廃棄物 (がれき類、ガラス・コンクリート陶磁器くず 廃プラスチック類等) <廃棄物処理法第2条>
廃棄物処理方法 (廃棄物処理業者に処理委託する場合は 処理委託契約締結・マニフェスト管理等)	<廃棄物処理法第12条の2、第12条の3>	2重梱包/コンクリート固化し 溶融又は管理型/遮断型埋立処分 <廃棄物処理令第6条の5、石綿則第32条>	2重梱包/コンクリート固化し 溶融又は管理型/遮断型埋立処分 <廃棄物処理令第6条の5、石綿則第32条>	埋立処分場へ直送 (処理委託契約書・マニフェストに 「非飛散性アスベスト」と明記) <環廃産発第050822001号(平成17年)>
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 事前通知、帳簿備付	<廃棄物処理法第12条の2>	○	○	—

## 記録等

作業環境測定及び記録の30年保管 (常時取扱う屋内作業場、6ヶ月以内ごとに1回)	<石綿則第36条、労働省告示第46号(昭和51年)、労働省告示第79号(昭和63年)、基発第03331017号(平成17年)>	○	○	○
作業の記録及び30年保管	<石綿則第35条>	○	○	○

※1 黒字は法令上の義務付け事項、青字は通知・マニュアル等での指導事項  
 ※2 安衛法：労働安全衛生法、石綿則：石綿障害予防規則、大防法(則)：大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(令・則)：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令・施行規則)